

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長野市長 荻原 健司

市町村名 (市町村コード)	長野市 (202011)	
地域名 (地域内農業集落名)	11 小田切地区 ()	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年4月8日(火) (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・地区全体において、高齢化が進み、後継者・担い手の確保が困難である。
・急峻で狭隘な農地が多く、機械化が進まないため耕作放棄地の増加に繋がっている。
・農地の集約・集積化を進めるには基盤整備が必要であるが、所有者不明、地すべり指定地など条件面で問題や制約を抱える農地が散在しており、整備には多くの課題を解決する必要がある。
・区域内において今後農業を担う者が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70歳以上で後継者不明の農業者の耕作面積の方が多く、新たな受け手の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・既存のキャベツ、リンゴ栽培について減農薬・減化学肥料等の取り組みを通じて付加価値向上を図る。
・小野平地区のキャベツ、国見・湯山地区のリンゴについては、現状を維持しつつ農業の担い手を募り、地域全体でサポートする仕組みの整備を進める。
・小野平など比較的平坦で機械化が可能な農地を選定し、担い手を中心に団地化や集積を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	92 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	92 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

注: 区域内の農用地等面積について、話し合い当初の区域から、以下(2)記載の区域としたことにより、変更しております。

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

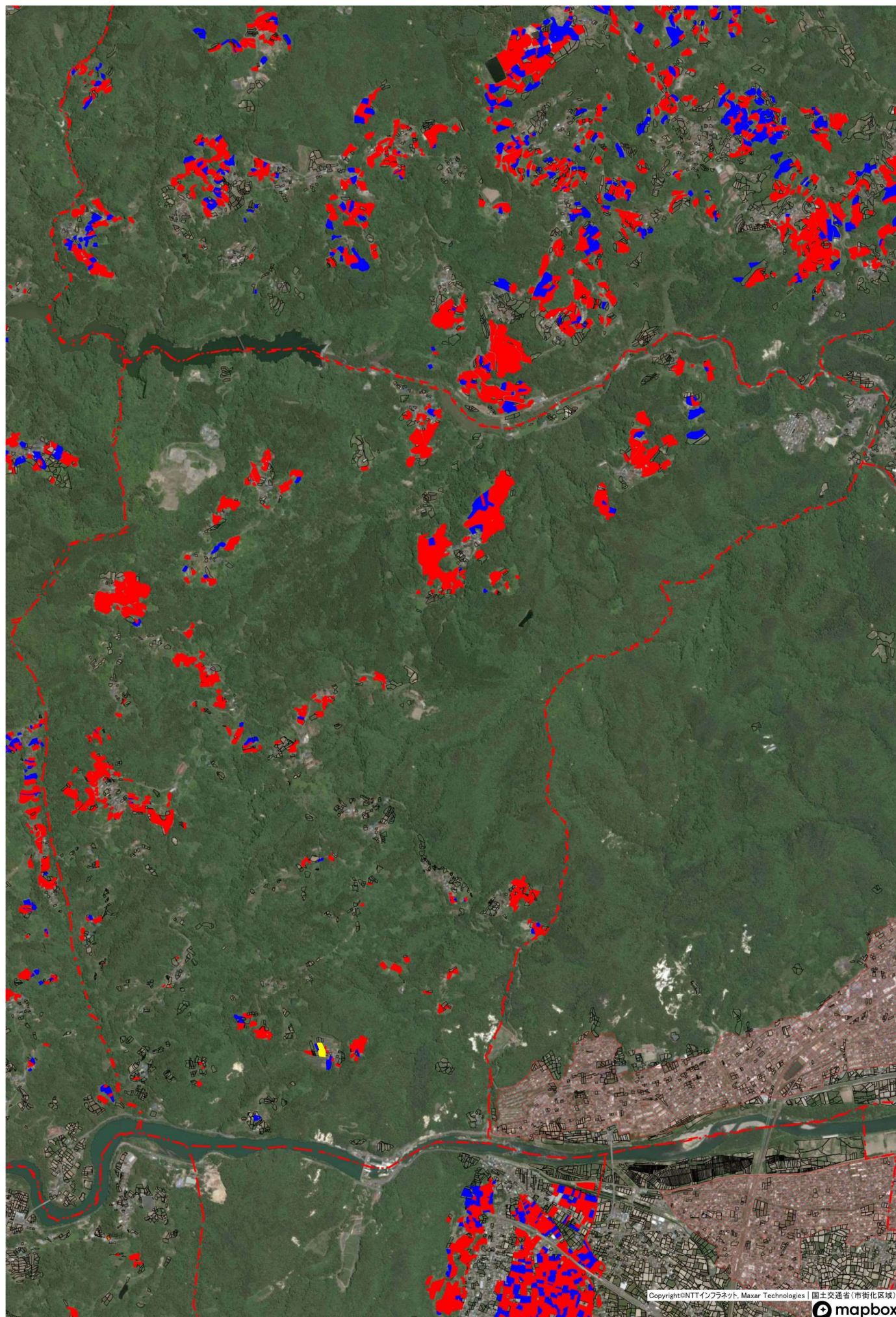
農用地等の区域は、農振法第10条第3項各号の基準により設定されている農用地区域を基本とする。 以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場(令和7年4月8日開催)において、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。 ・長野市塩生甲3059番2外5筆 2,122㎡
--

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 小田切地区の農地利用については、当面は、現在の耕作者が営農を継続するが、将来的には担い手を中心に実情に応じた次の耕作者を選出するほか、新規就農者の育成や入作を希望する認定農業者等の受入れを促進することで対応していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 条件の整った地域を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3) 基盤整備事業への取組方針 急峻で狭隘な農地が多く、農業の生産効率の向上と農地の有効活用を図るため、農地の区画整理や農道の改修など基盤整備事業の導入について検討を行う。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 地域内外から法人を含む多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、長野市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 耕作面積が小規模であり、事業体等への農作業委託には該当しない。

11 小田切地区



Copyright©NTTインフラネット、Maxar Technologies | 国土交通省(市街化区域)
mapbox

青：現耕作者が耕作

赤：今後検討等（令和元～2年度実施の人・農地プランアンケートを基本に作成）